

岐阜県棚田地域振興計画

(令和3年度改訂版)



令和4年4月

岐 阜 県

岐阜県棚田地域振興計画 目次

1	計画の概要	1
2	本県の棚田地域の現状と課題	2
3	基本理念	5
4	目指す将来像	5
5	講ずべき施策	7
6	推進体制	16
7	策定経緯	16
8	その他	17

1 計画の概要

(1) 趣旨

岐阜県の自然と風土は「飛山濃水」と称され、飛山とは飛騨山岳部と飛騨高原を表し、濃水とは濃尾平野の平坦部を表すもので、極めて変化に富んだ生活が営まれている。

この中には、地域において耕作や生活に不向きな地形状況を克服し、工夫を凝らしながら、今日の農業基盤を築いてきた古い歴史を有する施設や、懐かしい「日本の原風景」である棚田がある。

本県内の棚田は約4,200haあり、今もなお、大切な農村資源として活用されているが、高齢化の進展等による担い手の減少により、耕作放棄される棚田が増加している。

一方、棚田オーナー制度や交流イベントの開催等によって棚田の保全を図るほか、美しい景観を利用した観光の促進により、観光客に地元製品の販売等を行うことで、地域振興を図っている棚田もあるなど、棚田は地域振興の核となる大きな可能性を有している。

貴重な県民の財産である棚田は、農産物の供給、県土の保全、水源の涵養、生物の多様性の確保その他の自然環境の保全、良好な景観の形成、伝統文化の継承等の多面にわたる機能を有しているのみならず、先人の築いた歴史・文化の重みを有し、地域に暮らしてきた住民の精神的支柱として無くてはならないものである。

また、棚田保全活動自体が地域のコミュニティづくりとなるほか、都市住民等と棚田を舞台に協働することは、棚田地域における関係人口を含む人口の維持・増加に繋がる重要な取組みとなる。

よって、棚田を核とした棚田地域の振興を図るため、棚田地域振興法に基づき、県が全体で取り組むべき施策を示した「岐阜県棚田地域振興計画」を策定する。

(2) 性格・位置付け

本計画は、県の最上位計画である『清流の国ぎふ』創生総合戦略と整合性を保ちつつ、当面5年間に県が重点的に取り組む施策の方向性について示す。

なお、同計画に基づき棚田地域の振興を図るにあたっては、国土形成計画、山村振興計画、過疎地域自立促進計画、農業振興地域整備計画、地域再生計画など地域振興に関する計画との調和を保つものとし、社会情勢の変化や県民の意向などに的確に対応するため、必要に応じて随時見直すこととする。

(3) 計画期間

令和2年度から令和6年度までの5年間

2 本県の棚田地域の現状と課題

本県の総人口は、今後10年間、毎年1万6千人程度減少していくことが見込まれており、特に平坦地域に比べて人口割合が低い本県の中山間地域は、人口減少や高齢化の進展等による影響が大きい。

更に、中山間地域の耕地面積は全体のおよそ5割を占めていることもあり、特に生活条件が不利な棚田地域は、担い手不足や耕作放棄地の発生などの課題が他地域に比べて顕著であるため、地域の共同活動などにより支えられてきた多面的機能の発揮に支障が生じ、棚田の荒廃や農業集落の存続自体が危惧される状況にある。

一方、本県の中山間地域には、豊かな自然に恵まれた環境や、先人たちが守り育ててきた地域の文化や魅力を自ら守っていくための活動を積極的に行っている県民も多く暮らしており、特に棚田地域においては、食を支えるだけではなく、棚田の叡智である石積の維持保全など、景観保全や文化の伝承に取り組む地域が多く存在している。

加えて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、人の流れや経済活動の停滞が余儀なくされた一方で、田園回帰志向の高まりやデジタル革命の流れにより、都市と農村との関り方に新たなニーズが生まれている。

今後は、多様な主体が連携・協力し、地域の実情に応じた多様な施策を効果的に展開することで、これらの課題を解決し、棚田の資源を生かした棚田地域の振興を一層図り、「清流の国ぎふ」の活力を高めていく必要がある。

➤ 中山間地域の面積

県内の中山間地域の面積は8,773㎢で、全体のおよそ8割を占めており、全国の平均割合のおよそ7割に比べて割合が高い。

➤ 中山間地域の人口

県内の中山間地域の人口は499,012人で、全体のおよそ3割を占めており、全国の平均割合1割に比べて割合が高い。

➤ 中山間地域の耕地面積及び耕作放棄地面積

県内の中山間地域の耕地面積は27,114haで、全体のおよそ5割を占める一方、耕作放棄地面積は4,001ha（2015年農林業センサス）で、全体のおよそ6割を占めており、中山間地域での農地の維持が厳しいことを示している。

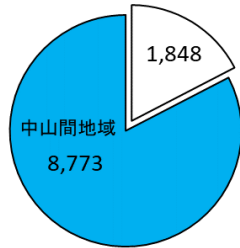
➤ 棚田の面積

県内の棚田の面積は約4,200haであり、うち東濃圏域が全体の約50%、次いで飛騨圏域が約36%となっており、両圏域で棚田全体のおよそ8割を占める。

➤ 棚田の団地数

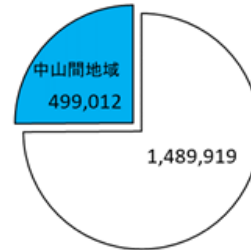
県内の棚田の団地数は約 700 団地あり、うち東濃圏域が全体の約 41%、次いで飛騨圏域が約 31%となっており、両圏域で棚田全体のおよそ 7 割を占める。

面積 (km²)



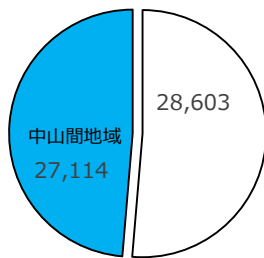
出典：令和元年全国都道府県市区町村別面積調査 (国土地理院)

人口 (人)



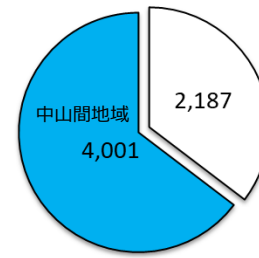
出典：人口動態統計調査結果 (岐阜県 (R1.10.1 現在))

耕地面積 (ha)



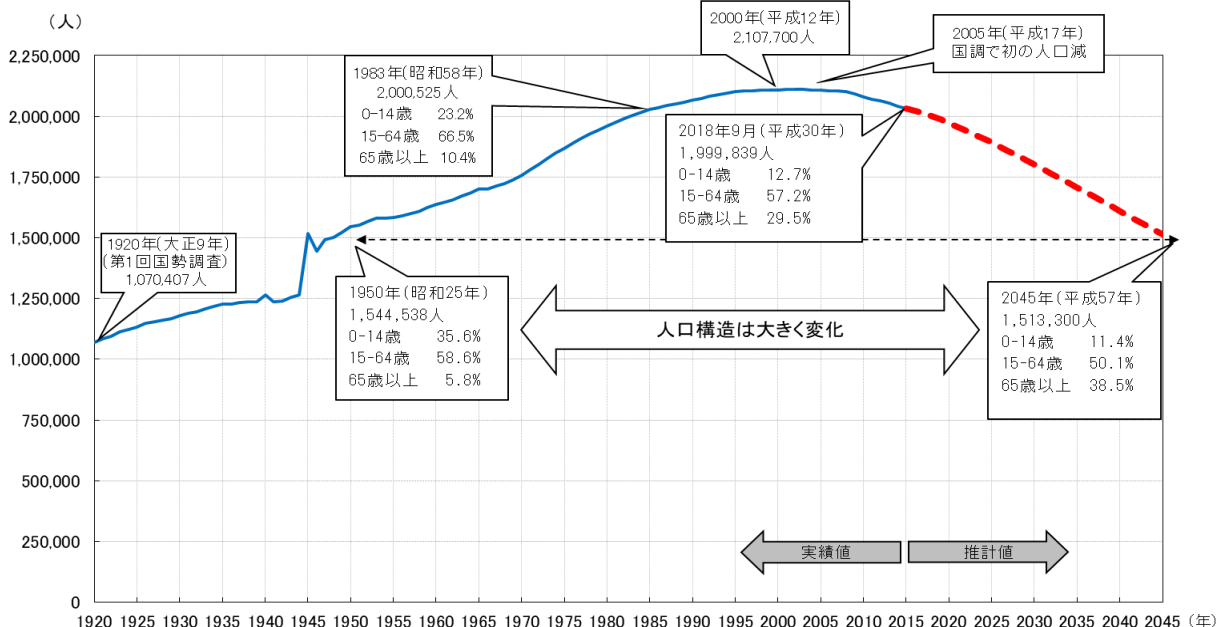
出典：令和元年耕地及び作付面積統計 (農林水産省)

耕作放棄地 (ha)



出典：2015 年農林業センサス (農林水産省)

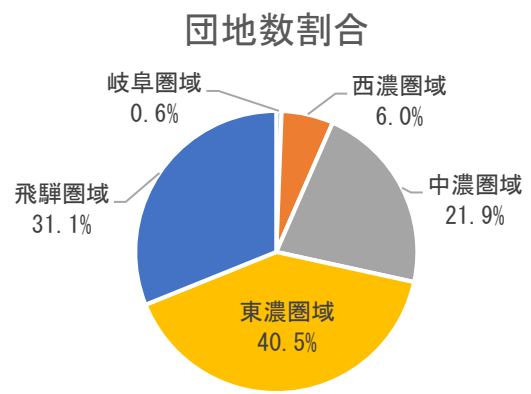
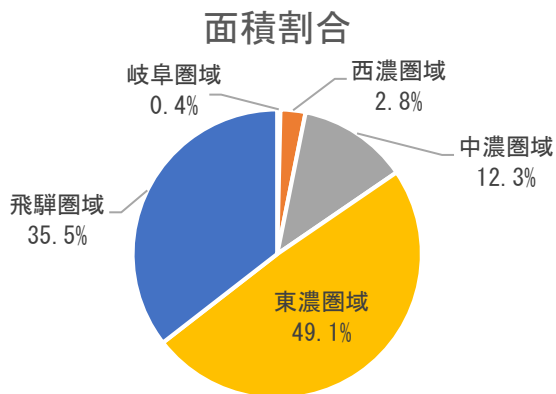
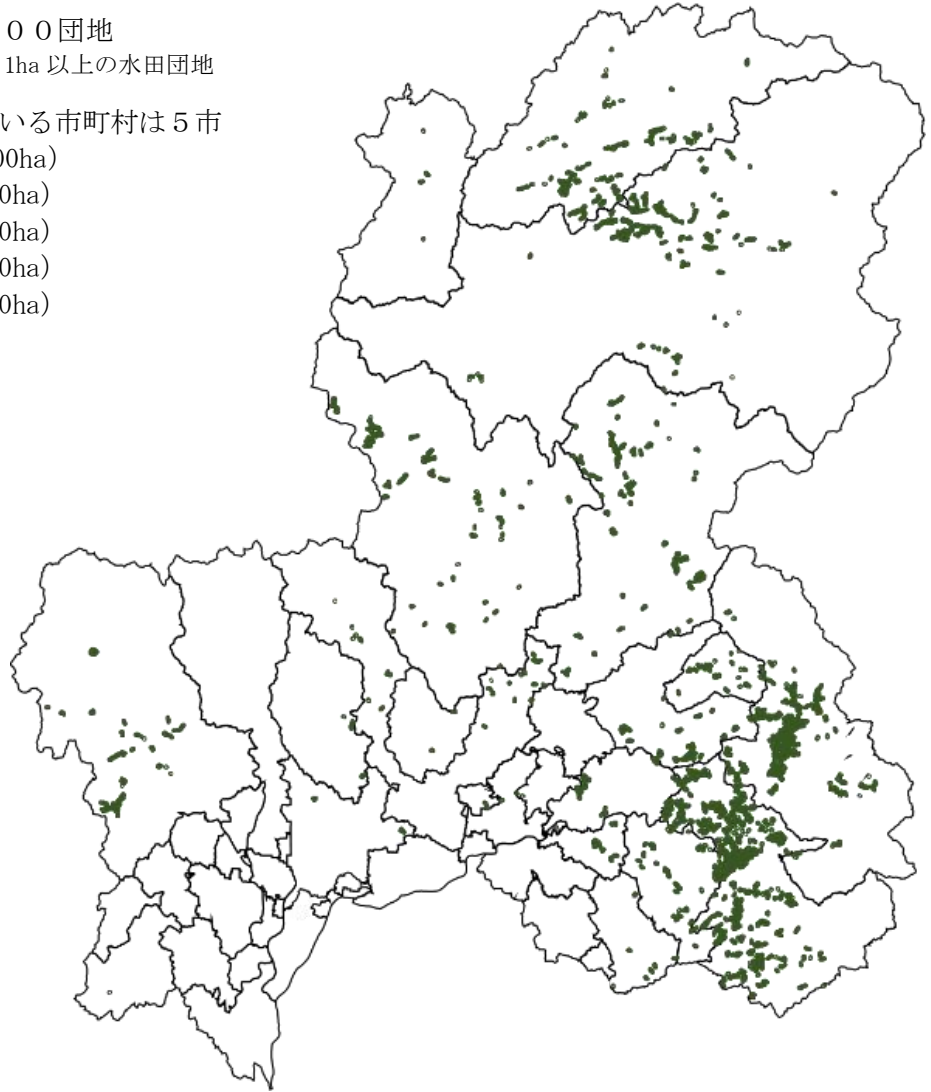
総人口の推移と推計 (岐阜県)



出典：国勢調査 (総務省) をもとに県政策研究会人口動向研究会作成

岐阜県の棚田概要

- 棚田面積 約 4, 2 0 0 ha
- 棚田団地数[※] 約 7 0 0 団地
※主傾斜 1/20 以上で 1ha 以上の水田団地
- 3 0 0 h a を超えている市町村は 5 市
恵那市 (約 1, 200ha)
中津川市 (約 740ha)
高山市 (約 690ha)
飛騨市 (約 540ha)
郡上市 (約 340ha)



3 基本理念

貴重な県民の財産である棚田を保全することにより、農産物の供給にとどまらず、多面的機能の発揮を促進するとともに、観光や都市農村交流等の取組みを通じ、交流人口の増加、更には地域や地域の人々と多様に関わる関係人口も増加させるなど、棚田を核とした棚田地域の振興を図る。

棚田地域の振興を図るため、県をあげて取り組む「人」づくりを進め、併せて棚田地域をはじめとする中山間地域の生活環境や生産基盤を「保全」することで、現在棚田地域が置かれている状況の改善を図る。

また、これらに加え、本県が重点的に取り組むこととしている、条件不利地である棚田地域の人手不足を補うスマート農業や、都市農村交流等を発展・強化することで「振興」を図り、希望が広がる棚田地域づくりを推進する。

4 目指す将来像

人 棚田地域を支えるひとづくり

- ・ グリーンツーリズムや、児童・青少年の宿泊体験・自然体験学習等のイベントを地域が連携し一丸となって取り組み、農村交流や体験等の推進が図られることで、活気之源となる人が十分に確保されている。
- ・ 「地域おこし協力隊」制度等の更なる活用や、空き家の利活用の促進等による住居の確保など、移住・定住者が安心して生活できる環境を整備することにより、都市住民や若者などの移住・定住が促進され、棚田の保全の新たな担い手が定着している。
- ・ NPOや企業等の環境保全・活動団体が連携して、棚田地域での自然活動を通じた環境教育や、地域のリーダーである「ふるさと水と土指導員」の住民活動が活性化し、次世代の人材が育成されている。

保全 棚田地域を維持する環境づくり

- ・ 棚田を含む中山間地域等における農村地域の集落内道路等の生活環境基盤整備や土砂災害対策等が推進され、棚田の保全及び地域社会が維持されている。
- ・ 棚田地域での保全活動への補助、ボランティアの派遣、棚田の理解を深めるための取組みなどにより、棚田保全及び地域社会や環境景観が維持されている。
- ・ 地域の状況に即したきめ細やかな基盤整備を推進することで、農業生産活動を支える基盤が整備されている。

- ・ 鳥獣被害対策に必要な捕獲機材の導入や、鳥獣の生息状況調査等のソフト対策、侵入防止柵や檻の設置といったハード対策等が進み、鳥獣被害の無い安心な生産環境が整備されている。

振興 希望が広がる棚田地域づくり

- ・ 文化的景観等、文化財としての棚田を保護することで、棚田の持つ美しい景観が維持されるとともに、活用が推進されている。
- ・ 棚田の周辺におけるトイレや駐車場、外国人向けの案内板等の整備、空き家を利活用した農家民宿、体験メニューの開発や観光コンテンツのブラッシュアップ等、新たな魅力が発信され、国内外の観光客を呼び込む体制が整備されている。
- ・ サポートセンターによる支援など6次産業化の推進により農産物の加工・販売が促進されるとともに、県内で捕獲された獣肉（ジビエ）が食用として有効活用され、消費拡大につながり、中山間地域の農業所得が向上している。
- ・ 棚田地域での用水管理の省力化など、ICT等の新たな技術が導入され、先進的な営農がなされている。

【5年後の目標】

柱	指標	基準値 (H30年度)	目標値 (R6年度)
共通	指定棚田地域の指定数	—	40 地域
	措定棚田地域振興協議会の設立市町村数	—	10 市町村
	活動計画認定棚田数	—	累計 50 箇所
人	棚田保全活動団体数	14 団体	20 団体
	ぎふの田舎応援隊の会員数	184 人	累計 970 人
	環境学習用のポータルサイト閲覧回数 【第6次岐阜県環境基本計画に定める目標数値をもとに設定】	—	20 万回 (R7年度)
保全	農地を守る地域共同活動実施面積	28,569ha	28,800ha
	総合的な鳥獣被害防止対策実施集落の割合	85%	100%
	鳥獣による農作物被害額	2.2 億円	1.2 億円
振興	農林漁業体験者数	211 千人	290 千人
	先進的な取組みを行う棚田保全団体数	2 団体	10 団体
	ワーケーションに取り組む施設数	—	累計 40 施設

5 講ずべき施策

各府省庁の制度や仕組みについて十分に情報収集・把握し、その積極的な活用を図るとともに、国が設置している棚田地域振興コンシェルジュとも連携を図りながら、市町村や協議会等に対して徹底した情報提供を行うとともに、各施策を着実に実施することにより棚田地域の振興を促進するものとする。

また、これらの施策は、SDGsの理念を踏まえて取り組むものであることから、各施策に関連するSDGsのアイコンを示す。

人 棚田地域を支えるひとづくり

棚田地域の多くで、人口減少や高齢化の進展等による担い手の減少により、耕作放棄される棚田も増加している中、移住定住の促進や地域おこし協力隊の活用等を図り、棚田地域を支えるひとづくりを推進する。

(1) 棚田地域振興協議会等の設立支援



○ 多様な主体が連携した体制作りの支援

- ・ 棚田地域振興協議会等、農業者や地域住民のみならず、棚田地域振興に関わる都市住民や棚田オーナー制度の参加者など、地域内外の多様な主体が連携した体制作りを支援し、棚田地域の振興を図る。

(2) 農林漁業体験などの推進



○ ぎふグリーンツーリズムの推進

- ・ 県内のグリーンツーリズムを推進する組織である「ぎふの田舎へいこう！」推進協議会と連携し、農村地域の持つ多様な地域資源を活かした「ぎふらしい」、「ぎふならではの」グリーンツーリズムを推進する。

○ 岐阜県農林漁業体験施設登録制度の推進

- ・ 岐阜県の豊かな地域資源を活かした農業体験メニューを提供するなどの一定の基準を満たす施設を、「岐阜県農林漁業体験施設」として登録する取組みを推進し、棚田地域の振興を図る。

○ ぎふ一村一企業パートナーシップ運動の推進

- ・ 地域貢献に関する取組みや、新たなビジネスチャンスやフィールドワークへの関心がある企業や大学等と棚田とのマッチングを図り、協働活動に取り組む運動を進めることで、「農村と企業等の絆づくり」を推進する。

○ ふるさと教育の推進

- ・ 県内外の小中学校において、岐阜県が世界に誇る自然、歴史、文化、産業等を体験して学ぶ取組みや、高等学校等において、学校や学科の特色に応じ、県内施設等を利用した課題発見・解決能力を伸ばす取組みである「ふるさと教育」を推進する。

○ 農泊の推進

- ・ 都市農村交流促進に重要な「農泊」を推進するための専門家を派遣し、地域の舵取り役となる人材を育成するなど、地域一丸となって農山漁村滞在型旅行をビジネスとして実施できる体制づくりを推進し、棚田地域における、農家民宿等と連携した受入体制の整備や体験型メニューの開発等の支援を行う。

○ ボランティアとの共同活動

- ・ 農村に関心のある都市住民等を、「ぎふの田舎応援隊」の隊員として登録し、棚田等の農村地域における保全活動を推進することで、地域内外の交流を促進するとともに中山間地域の保全と地域活動の活性化の取組みを支援する。

(3) 移住、定住等の促進



○ 移住定住の促進

- ・ 三大都市圏における相談窓口や県移住定住ポータルサイト、SNSなど各種媒体を活用した情報発信を行う。
- ・ 移住希望者における、移住後の地域とのミスマッチを防ぐため、市町村の移住相談員や担当職員、移住促進団体等を対象とした研修会の開催など、受入側の体制強化に向けた取組みを実施する。

○ 地域おこし協力隊の活動展開

- ・ 都市住民や若者などの移住・定住を促進し、棚田の保全の新たな担い手とするため、「地域おこし協力隊」等の制度の活用を推進する。
- ・ 各市町村における「地域おこし協力隊」のより効果的な活動の展開及び任期後の定着と、当該隊員を受け入れる市町村や団体のサポート力の向上を図るため、隊員や市町村担当者を対象とした研修会を開催する。

○ 農業の担い手確保

- ・ 県外等からUターンした新規就農者や定年帰農者等に対して、所得補完のための給付金を給付し、地域農業の担い手確保を図る。

○ 空き家の活用

- ・ 市町村が行う空き家の利活用に係る補助事業に県が助成することで、空き家の再利用・再活用の取組みを支援する。

(4) 環境教育・次世代を担う人材の育成



○ 学びの機会の創出

- ・ NPOや企業等の環境保全・活動団体が連携して、棚田地域での自然活動を通じた環境教育を推進し、棚田地域の魅力や保全の必要性を学ぶ機会を創出する。
- ・ 県内の環境学習プログラムや環境関連情報等を一元的に集約・管理し、インターネットを介して県民がワンストップで利用できるポータルサイトを活用し、環境教育の受け手と提供者のマッチングを支援する。

○ 地域リーダーの住民活動推進・指導

- ・ 地域のリーダーである「ふるさと水と土指導員」の活動について支援することで、棚田地域を含む中山間地域等における地域の活力低下を防ぎ、土地改良施設や農地の保全と地域住民活動の活性化を図る。

○ 大学との共同活動

- ・ 大学や短期大学等の学生から、棚田保全に係る多様な課題やニーズに対応した地域が元気になるための提案を募集し、提案に沿った活動に対する支援を行う。

(5) オンラインの活用による地域活動を支える人材確保



○ 地域課題の解決をきっかけとした地域外人材（関係人口）の創出

- ・ 熱意ある県外の人材、県ファンクラブ員やふるさと納税寄付者などの「地域外人材」と地元住民をオンラインで繋ぎ、協働での地域課題の解決をきっかけとした関係人口の創出を図る。

保全 棚田地域を維持する環境づくり

農産物の供給のみにとどまらず、県民の財産でもあり様々な多面的機能の維持・発揮を促進するため、棚田地域を保全・維持する環境づくりを推進する。

(1) 地域社会や環境景観の維持



○ 棚田の保全活動

- ・ 中山間地域等直接支払交付金の新たな棚田加算制度を導入するために必要な支援を行い、棚田地域の維持活動・営農活動を促進する。
- ・ 岐阜県内の棚田及びこれに係る土地改良施設の保全・利活用に係る活動を実施しようとする団体（棚田保全組織）が行う保全活動経費を補助する。

○ 環境基盤の整備

- ・ 農産物輸送の合理化、農村生活環境の向上及び災害時の避難路や輸送路としての役割を担う基幹的農道の計画的な整備を推進する。
- ・ 整備が遅れている農村地域の集落内道路、集落内排水路、防火水槽などの生活環境基盤の整備を推進する。

○ 土砂災害対策の実施

- ・ 土石流などの土砂災害が発生する恐れがある区域において、砂防事業等の国土保全に関する施策の活用を図る。

○ 自然歩道の整備

- ・ 自らの足で歩くことを通じて、県内の豊かな自然や歴史、文化とふれあい、自然保護に対する意識を高めることを目的とした東海自然歩道及び中部北陸自然歩道の標識や歩道を整備し、自然環境の活用を図る。

○ 次世代への理解の醸成

- ・ 大切な農村資源である棚田を次世代に引継ぐため、「ぎふの棚田21選」*として選定した19地区について、岐阜県のホームページやPRチラシ等によって周知することで、観光客の誘客や保全活動につなげていく。
- ・ 棚田保全組織のリーダーや、組織未登録地区の関係者、棚田保全に係る活動を実践する大学等の学生団体（若い力で元気創出ふるさと支援事業実施団体）、県・市町村職員が集まり、棚田に触れながらの保全活動方法の検討、組織の立ち上げから運営のノウハウ、各地域での取組みなどについて

て意見交換を行い、棚田活動のリーダーの育成を推進する。

- ・ 将来を担う子ども達や地域住民等に農業の大切さや、農村の持つ多面的機能の大切さ、施設の役割や歴史を伝えることを通じて、資源の適正な保全管理への理解を深めるため、田んぼの学校活動事業を実施する「ふるさと水と土指導員」等を支援する。
- ・ 広く県民に対し、多面的機能の大切さや農地や土地改良施設等を保全することの重要性への理解を促進するため、「ぎふ水土里の展示会」を実施する。

※「ぎふの棚田21選」

貝原棚田（揖斐郡揖斐川町）、三ヶ村・畑ヶ谷棚田（郡上市）、正ヶ洞棚田（郡上市）、赤薙棚田（加茂郡八百津町）、上代田棚田（加茂郡八百津町）、牧戸棚田（中津川市）、大円寺棚田（恵那市）、栃久保棚田（恵那市）、坂折棚田（恵那市）、佐々良木西棚田、（恵那市）、佐々良木東棚田（恵那市）、野井中・野井東棚田（恵那市）、小川棚田、（下呂市）、乗政棚田（下呂市）、福来棚田（下呂市）、野上・尾崎棚田（下呂市）、ナカイ田棚田（高山市）、滝町棚田（高山市）、種蔵棚田（飛騨市）

（２）農業生産基盤の整備



○ 計画的な米生産

- ・ 計画的な米生産を促すとともに、水田フル活用と需要に応じた米生産・販売が行われるよう、麦・大豆、非主食用米、野菜等に対する国の交付金（水田活用の直接支払交付金等）の活用を図る。
- ・ 土づくりや有機農業の推進に資する交付金（環境保全型農業直接支払交付金）の活用を図る。
- ・ 産地の構造改革や担い手の生産基盤の強化に資する機械・施設の導入を支援する。

○ 遊休農地の利活用推進

- ・ 棚田をはじめとする営農条件の不利な中山間地域においては、担い手の減少と高齢化により耕作を断念する農地が毎年発生しているため、農業者が遊休農地を引き受けて作物生産を再開するために行う再生作業、土壌改良等の取組みに対して支援を行い、遊休農地の再生から営農定着までを一貫して推進する。

○ 農業基盤整備の促進

- ・ 安定的に営農を維持するため、地形に応じたほ場や農道の整備など、地域の状況に即したきめ細かな基盤整備を推進する。

(3) 鳥獣被害対策の強化



○ 鳥獣害対策の推進

- ・ ICTを活用した有害鳥獣の生息調査や、追い払いから捕獲までが一体となった対策を行うことにより棚田保全を推進する。
- ・ 有害鳥獣駆除（捕獲）に対する助成はもとより、鳥獣侵入防護柵設置等の地域ぐるみの取組みや、個体数調整・環境被害軽減を目的とした捕獲体制整備、わな猟免許所持者を対象とした技術研修会、鳥獣被害対策が行われていない地域での集落研修会の開催や地区住民への説明会、ワークショップの開催、鳥獣被害対策集落プランの作成支援など、多様な駆除（捕獲）対策を一貫して支援することで、鳥獣被害の無い安心な生産環境整備を推進する。

○ 新規狩猟者の確保

- ・ 狩猟者の減少及び高齢化に対応するため、狩猟免許試験の土曜日開催や学割制度を実施し、新規狩猟者の確保を図る。

○ ニホンジカの効果的捕獲検証

- ・ 鳥獣被害を低減させるため、ニホンジカをおびき出し狙撃する方法（定点型誘引狙撃法）について検証事業を行い、そこで得られた知見を認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に研修を行うことで捕獲技術の向上を図る。

(4) 都市住民等と一体となった保全体制の強化



○ 棚田応援隊を活用した保全活動の推進

- ・ 指定棚田地域において、棚田保全活動を行う団体とともに刈払機を用いた除草作業を行う都市住民等で構成する「棚田応援隊」活動を推進する。

○ ぎふの田舎応援隊活動等受入地域の保全体制整備の支援

- ・ 受入地域と応援隊員とのマッチングを促進するため、受入地域の保全体制整備を支援する「ぎふの田舎応援隊マッチングコーディネーター」を派遣する。

振興 希望が広がる棚田地域づくり

棚田地域の美しい景観を利用した観光の促進や、都市農村交流等の取組みを通じた交流人口の増加、更には関係人口の増加を促進し、希望が広がる棚田地域づくりを推進する。

(1) 文化的景観等の活用



○ 文化的景観等の活用

- ・ 重要文化的景観の選定前であっても、市町村が自ら行う保存調査、保存活用計画策定やそれに関連する普及啓発について支援を行い、棚田地域の活性化につなげる。
- ・ 棚田の景観をPRするための素材を作成し、地域外から棚田への訪問促進や、棚田の持つ多様な魅力を情報発信することで、棚田地域の活性化を推進する。

(2) 観光の促進による地域活性化



○ アンテナショップ等の活用

- ・ 棚田を含む中山間地域ならではの農業や食文化、6次産業化商品等の魅力を、観光資源やモノづくりの背景とともに都市圏の消費者に伝えるため、県のアンテナショップである「GIFTS PREMIUM (ギフツプレミアム)」等を拠点に、実店舗と情報発信力の高いSNS等の活用により情報発信し、都市圏住民への認知度向上を図る。

○ 広域周遊観光の促進

- ・ 本県の恵まれた地域資源・地域特性を活かし、広域的な連携・役割分担により、県内の周遊性、滞在時間、宿泊期間及び消費額を増加させる広域的な取組みや、有識者を活用した地域資源の発掘と磨き上げに向けた地域の取組みを支援する。
- ・ 岐阜県ならではの着地型体験コンテンツのPR・販売促進や、インバウンド向け外国語版ウェブサイトから得られるデータの分析・解析等を踏まえた情報発信、プロモーションの展開を図る。

○ 交流ツアー等による棚田の魅力発信

- ・ 上下流域の住民が、森・里・川・海つながりや相互の自然環境等に理解を深め、自然と積極的に関わる姿勢や環境保全意識を育むことを目的とした親子体験ツアーを実施し、自然体験や環境学習、環境保全活動などを通じて、参加者の環境保全意識の醸成を図る。

- ・ 乗鞍岳、槍穂高連峰及び奥飛騨温泉郷における自然体験プログラムの造成や環境教育を実施することにより、棚田地域の魅力を発信する。
- ・ 県内外の都市住民あるいは外国人などを対象に、棚田地域の美しさや保全の必要性などについて体感できる棚田バスツアーを開催し、中山間地域に対する意識の確認や受入れに必要な課題の把握を行うことで、更なる棚田の魅力発信につなげる。
- ・ 棚田を含む地域の自然環境や、その土地の食や歴史、文化等の魅力について温泉地を中心に歩きながら体感する「ONSEN・ガストロノミーウォーキング」等の取組みを支援することにより、地域外からの訪問を促し、棚田地域の魅力を発信する。

(3) 中山間地域農業等の活性化



○ 農産物の加工・販売の促進

- ・ 6次産業化をはじめ農産物の加工・販売を推進するため、サポートセンターを設置し、人材育成研修の実施や専門家の派遣などにより、新商品開発から販路拡大に至るソフト面での取組みを支援するとともに、商品開発に必要な加工用器具の整備などハード面での取組みを支援する。
- ・ 農畜水産物や加工商品のPR・販売促進を図るため、ECやSNSを活用した生産者と消費者の双方向マーケティングの取組みを推進する。

○ 獣肉（ジビエ）の加工・消費拡大推進

- ・ 県内で捕獲された獣肉を食用として有効活用し、本県ジビエを「森のごちそう」としてブランド化を図るため、解体処理施設の建物や加工用設備に係る経費を補助するとともに、「森のごちそうぎふジビエフェス」（消費者へのPR）や、飲食店向けの料理講習会など年間プロモーションを展開し、ジビエへの関心を高め消費拡大につなげる。

○ 基盤整備の促進

- ・ 農地の利用集積・集約化を加速するため、農地中間管理機構と連携したほ場の大区画化や水田の乾田化などの基盤整備を推進する。

(4) 先進的な営農体系確立のための支援



○ ICT等新たな技術の導入

- ・ リモートセンシング技術等により、棚田における米の生育状況を把握するとともに、食味向上に資するきめ細やかな施肥管理体系を確立する。
- ・ 条件不利地である棚田地域の農業を発展させるため、ICT等を活用した水管理やリモコン式草刈機による作業など、省力化や軽労化を可能とす

る新たな技術の導入を支援するほか、共同の無線通信基地局を活用した棚田地域をスマート農業化するための仕組みづくりを支援し、生産コストの低減、農作物の高品質生産及び付加価値の向上を図る。

(5) 関係人口の更なる増加による地域活性化



○ ICT等を活用した都市農村交流活動関係情報の発信

- ・ 都市農村交流の専用ホームページ「ぎふの田舎へいこう！」から、農村ワーケーションプランや農林漁業体験施設の予約、地域の特産品の物販等が行えるシステムの構築を支援する。
- ・ 農村への訪問者が望む体験や活動情報を的確に提供するため、訪問者とグリーンツーリズム実践者等との双方向型の情報共有体制の構築を支援する。

6 推進体制

(1) 岐阜県棚田地域振興連携会議の設置等

棚田地域に対して分野横断的・総合的な支援ができるよう、地方創生、農林、観光、文化、教育、環境部局で構成する岐阜県棚田地域振興連携会議を設置し、棚田地域の振興に関して密に情報共有、連絡調整を行うなど、関係部局間で十分な連携を図るとともに、関係市町村や地域住民等が行う棚田地域の振興活動に対し支援を行う。

また、学識経験者、農業関係団体、消費者、地域活動に取り組む者等で構成する岐阜県農業農村整備委員会が施策の進捗及び目標達成状況を評価するものとする。

(2) 棚田地域の振興に関するワンストップ化

指定棚田地域の申請や指定棚田地域振興活動計画の認定申請協議など棚田地域の振興に関する窓口については、農政部が担うこととし、一元的に相談・協議等ができる体制を構築する。

7 策定経緯

年月日	経緯
令和2年1月31日 ～2月9日	岐阜県棚田地域振興計画の骨子（案）に関する県民意見募集（パブリック・コメント）を実施
令和2年2月13日 ～2月25日	法に基づき、関係市町村に対して意見を聴取
令和2年2月18日	岐阜県農業農村整備委員会において意見を聴取
令和2年3月	岐阜県棚田地域振興計画策定

8 その他

指定棚田地域の指定申請にあたっては、国の基本方針に定められた以下の指定基準に従い、関係市町村等とも綿密に連携しながら、選定することとする。

1. 棚田等の保全を図るため、当該棚田地域の振興のための措置を講ずることが適当であると認められる
 - ① 棚田地域の振興を図る必要性が高いこと
人口の減少、高齢化の進展等の社会・経済情勢の変化により、棚田が荒廃の危機に直面していると認められること
 - ② 棚田の多面にわたる機能の維持及び促進が期待できること
農産物の供給、国土の保全、水源の涵養、生物多様性の確保その他の自然環境の保全、良好な景観の形成、伝統文化の継承等多面にわたる機能に優れた棚田があり、その保全及び多面にわたる機能の発揮の促進が図られること
2. 当該棚田地域に係る棚田地域活動が円滑かつ確実に実施されると見込まれる棚田地域
 - ① 棚田地域の振興及び棚田等の保全を推進する既存の組織が存在する、又はそのような組織が構築される見込みが高いこと

指定申請を行わなかった棚田地域についても、中山間地域等直接支払交付金やふる水・棚田基金等も活用しながら、農業生産活動や棚田等の保全を下支えしつつ、指定棚田地域での取組みなど先進的・モデル的な事例を横展開することで、棚田地域全体の振興を図っていくものとする。

清流の国ぎふ憲章

～ 豊かな森と清き水 世界に誇れる 我が清流の国 ～

「清流の国ぎふ」に生きる私たちは、

知

清流がもたらした

自然、歴史、伝統、文化、技を知り学びます

創

ふるさとの宝ものを磨き活かし、

新たな創造と発信に努めます

伝

清流の恵みを新たな世代へと守り伝えます

平成 26 年 1 月 31 日 「清流の国ぎふ」づくり推進県民会議

岐阜県棚田地域振興計画（令和 2～6 年度）

岐阜県農政部農村振興課
〒500-8570 岐阜市藪田南 2-1-1
電話：058-272-1111（代表）